

評 価 基 準

1. 趣旨

玉城町第 10 期介護保険事業計画及び第 11 期高齢者保健福祉計画を評価分析したうえで、アンケート調査及び在宅介護者の意向調査の集計分析を行い、社会経済動向、関係法令を踏まえ、適正な介護保険料を算定し、今後の介護保険事業及び高齢者の保健福祉施策に反映させるためには、高度な専門知識と豊富な経験、実績を有する事業者の参画を得る必要がある。

2. 委託業務の内容

玉城町第 10 期介護保険事業計画及び第 11 期高齢者保健福祉計画策定業務仕様書のとおり。

3. 評価方法及び配点

「総合評価方式」による。評価項目及び採点配分は次のとおりとする。

【技術評価点】

(1)業務実績

過去の類似する業務実績により本業務に生かせる経験等を評価する。

(2)業務体制

本業務を履行し得る十分な体制が整っているか。

(3)計画策定にあたっての基本的考え方

介護保険制度や高齢者福祉についての国や県の動向の捉え方や、課題整理に対しての考え方についての提案。

(4)前期計画の分析・考察

玉城町及び周辺地域の現状分析をしたうえで、玉城町第 10 期介護保険事業計画及び第 11 期高齢者保健福祉計画の分析・考察について評価。

(5)独自の提案

本業務にあたって、独自の提案内容について評価。

(6)地域貢献

玉城町に対する貢献度。過去の玉城町各種計画等への参画について評価。

≪配点≫

項目	技術評価 配分点	配分内訳		
		優	良	不可
(1)業務実績	10	10	5	0
(2)業務体制	20	20	10	0
(3)計画策定にあたっての基本的考え方	20	20	10	0
(4)前期計画の分析・考察	20	20	10	0
(5)独自の提案	10	10	5	0
(6)地域貢献	20	20	10	0
合 計	100			

【価格評価点】

≪配点≫ $(1 - \text{見積価格} / \text{予定価格}) \times 100 = \text{価格評価点}$

4. 契約者の決定

前項による技術評価点（平均）と価格評価点の合計が最も高い事業者と契約を行うが、見積価格が予定価格を上回った場合には契約を締結しない。

また、各委員の採点を総合計した結果、最低制限基準点（満点比 60％）未満の提案は、失格とする。この基準は一者提案となった場合も同様とする。